

金融商品取引法上の特定投資家制度のご説明

株式会社 池田泉州銀行

1. 特定投資家制度の概要

金融商品取引法（平成19年9月施行）では、『特定投資家制度』が設けられております。

この制度の概要は、金融機関が金融商品の販売・勧誘を行う際に、財産や経験等に基づいてお客様を『特定投資家』と『一般投資家』の2つの投資家に区分し、それぞれに相応しいご説明や書面をお渡しするという内容となっております。

また、一定の要件を満たしたお客様については、お客様のご希望があれば、特定投資家から一般投資家への変更、あるいは逆に一般投資家から特定投資家への変更も承ることが可能です。

以下、制度の詳しい概要をご説明します。

2. 特定投資家に該当するお客様

金融商品取引法上、『特定投資家』に該当するお客様は、以下の通りです。

（1）投資家区分の変更ができない『特定投資家』

- ・ **金融機関や投資経験豊富な企業などが対象**となります（一般投資家への変更はできません）。詳しくは以下の①～③のいずれかに該当するお客様です。

- ①国
- ②日本銀行
- ③適格機関投資家

（2）投資家区分の変更が可能な『特定投資家』

- ・ **上場会社、政府系の機関などが対象**となります（お申し出があれば一般投資家への変更が可能です）。詳しくは以下の①～⑩のいずれかに該当するお客様です。

- ①資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社
- ②上場会社
- ③特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（特殊法人および独立行政法人）
- ④金融商品取引法第79条の21に規定する投資者保護基金
- ⑤預金保険機構
- ⑥農水産業協同組合貯蓄保険機構
- ⑦保険業法第259条に規定する保険契約者保護機構
- ⑧資産流動化法上の特定目的会社
- ⑨金融商品取引業者（適格機関投資家を除く）又は特例業務届出者である法人
- ⑩外国法人

3. 一般投資家に該当するお客様

金融商品取引法上、『一般投資家』（特定投資家以外のお客様）に該当するお客様は、以下の通りです。

（1）投資家区分の変更が可能な一般投資家

- ・ **地方公共団体や特定投資家以外の法人のお客様、投資経験豊富な個人のお客様**が対象となります（特定投資家への変更をお申し出いただけます）。詳しくは以下の①②のいずれかに該当するお客様です。

①法人のお客様

- ・ 上記2－（1）、2－（2）のいずれにも該当しない法人のお客様

②個人のお客様

（i）個人のお客様

- ・ 以下の3つの条件を全て満たすお客様

- 1) 純資産3億円以上
- 2) 投資資産3億円以上
- 3) 最初に契約を締結してから1年以上経過

（ii）法人格をお持ちでない団体の運営者であるお客様

- ・ 以下の3つの条件を全て満たすお客様

- 1) 匿名組合の営業者、または民法組合の営業執行組合員、または有限責任事業組合の重要な業務執行の執行の決定に関与し自ら執行する組合員
- 2) 出資の合計額が3億円以上
- 3) 移行の申出について全構成員の同意あり

（2）投資家区分の変更ができない一般投資家

- ・ 上記2－（1）－③や3－（1）－②に該当するお客様を除いて、**個人のお客様は、全て一般投資家となります（特定投資家への変更はできません）**。

4. 特定投資家と一般投資家の相違点

金融商品取引法では、投資家保護の観点から、金融機関が金融商品の販売・勧誘を行う際に、お客様に対して詳しい説明を行い、書面を交付するなどの義務が規定されておりますが、特定投資家のお客様については、一部を省略するお取り扱いとなります。

従いまして、特定投資家のお客様については、一般投資家のお客様と比べて不利益を被る可能性があります。

適用除外（省略した取扱い）となる行為規制の主なものは以下の通りです。

- ① 広告規制（法令で定める事項を表示、また著しく事実と相違し、誤認させる表示を禁止）
- ② 取引態様の事前明示義務（自己が相手方となって売買等を成立させるか等の別）
- ③ 書面交付義務（契約締結前・契約締結時の書面交付義務）
- ④ 不招請勧誘等の禁止（当面の間、店頭金融先物取引等に限定して適用されます）
- ⑤ 適合性の原則（お客様の知識、経験、財産、投資目的に相応しい商品をお勧めすること）

5. 投資家区分の変更の手続き

(1) 共通事項

① 申込手続き

- ・ 金融商品をご購入されるまでに、担当の販売員までお申し付け下さい。
- ・ **当行所定の様式（書面）をご提出頂きます。**

② 契約の種類

- ・ **投資家区分の変更は、契約の種類毎に承っております。**
- ・ 契約の種類は、以下の3種類です。
 - (i) 有価証券（投資信託、公共債など）
 - (ii) 元本割れの可能性のある預金（外貨預金、仕組預金など）
 - (iii) デリバティブ取引（クーポンスワップ、通貨オプションなど）

③ その他

- ・ 投資家区分を変更している期間中にご契約頂いた金融商品につきましては、元の投資家区分に戻られた場合であっても、ご契約頂いた日の投資家区分が契約終了日（満期日等）まで継続するものとさせていただきます。

(2) 特定投資家から一般投資家への変更をご希望の場合

① 承諾書の交付

投資家区分変更の申出書をご提出頂いた後、当行から承諾書を交付致します。承諾書をお渡しした以降、お客様を一般投資家としてお取り扱い致します。

なお、承諾書には、特定投資家制度に関する主な留意事項を記載しておりますので、ご参照願います。

② 元の投資家区分への復帰

- ・ **一般投資家へ投資家区分を変更した後は、お客様からのお申し出がない場合、元の投資家区分に戻ることはありません。**
- ・ **お申し出くだされば、いつでも元の投資家区分へ復帰することが可能です。**
- ・ 投資家区分の変更をご希望される場合は、当行の担当者までお申し出下さい。

※ 特定投資家のお客様については、平成22年4月1日より、従来の「期限日」の考え方がなくなりました。

ただし、**平成22年4月1日以前に特定投資家から一般投資家へ投資家区分を変更されているお客様については、平成22年4月1日以降に改めて投資家区分変更の申出書をご提出頂かない場合は、期限日（平成22年12月31日）をもって元の投資家区分（特定投資家）へ戻りますのでご注意ください。**

(3) 一般投資家から特定投資家への変更をご希望の場合

① 審査、同意書のご提出、承諾書の交付

投資家区分変更の申出書をご提出頂いた後、金融商品取引法の定めに従い、投資家保護の観点から、当行で変更に関してお客様の要件の確認を行います。

審査が終わりました後、投資家区分の変更を承るお客様については、投資家区分の

変更に関する同意書をご提出頂きます。同意書には、投資家区分の変更に関する主な留意事項が記載されておりますので、必ず熟読願います。同意書をご提出後、当行から承諾書をお渡しした以降、お客様を特定投資家としてお取り扱い致します。

なお、特定投資家は一般投資家比べて不利になる可能性があるため、投資家区分の変更について、投資家保護の観点から、お断りする場合がございますので、予めご了承ください。

②元の投資家区分への復帰

- ・ 投資家区分変更の有効期間は、1年間となっております。
- ・ **当行では、毎年12月31日を期限日と定めております。**
- ・ 申込日に関わらず、全てのお客様の情報を期限日に一斉に更新します。
- ・ **特にお申し出がない場合、期限日をもって元の投資家区分に戻ります。**
- ・ **期限日前であっても、お申し出くだされば、いつでも元の投資家区分へ復帰することが可能です。**
- ・ 期限日経過後も引き続き投資家区分の変更（特定投資家としてのお取り扱いの継続）をご希望される場合は、ご面倒ですが、12月1日から12月30日までに改めて当行の担当者までお申し出下さい。

6. 本件に関するお問い合わせ先

(1) 制度の概要について

詳しくは、担当販売員までお問い合わせ下さい。

(2) 苦情やご意見について

本件に関する苦情やご意見については、CS本部お客様センターまでご連絡願います。
電話（代表）06-6375-1005

（平成24年1月4日改定）